

議案第54号 平成25年度習志野市一般会計補正予算（第3号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	507億	761万4千円
	補正額	1億	542万6千円
	補正後	508億1,304万円	

- (歳出概要)
- ・公共下水道事業特別会計繰出金
 - ・地方債の繰上償還
(旧公営企業金融公庫から借り入れた利率4.0%以上の
上水道事業債等4件分の繰上償還)

議案第55号 平成25年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	63億4,804万8千円
	補正額	11億7,527万5千円
	補正後	75億2,332万3千円

- (歳出概要)
- ・下水道維持事務費
 - ・地方債の繰上償還
(旧公営企業金融公庫から借り入れた利率4.0%以上の
下水道事業債11件分の繰上償還)

議案第56号 平成25年度習志野市一般会計補正予算（第4号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	508億1,304万円
	補正額	4,088万3千円
	補正後	508億5,392万3千円

- (歳出概要)
- ・ 公共施設再生事業
 - ・ 公有資産活用まちづくりアドバイザー設置事業
 - ・ 徴収事務費
 - ・ 民間認可保育所運営費助成事業
 - ・ こどもを守る地域ネットワーク事業
 - ・ 新型インフルエンザ等対策事業
 - ・ 実籾分遣所建替事業
 - ・ 高等学校耐震化事業
 - ・ 幼稚園奨励費補助費
 - ・ 幼稚園耐震対策事業

2 継続費

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	4 高等学校費	高等学校耐震化事業 (習志野高校特別教室棟 耐震補強設計委託)	10,000	平成25年度	3,600
				平成26年度	6,400
	5 幼稚園費	幼稚園耐震対策事業 (幼稚園耐震補強設計 委託)	8,600	平成25年度	4,838
				平成26年度	3,762

議案第57号 習志野市基本構想の策定について

行政運営を行っていく上では、総合的かつ計画的なまちづくりの方向性として、目標を定める必要があること。そして、習志野市の長期ビジョンを市民に示すことは、市としての責務であることから、基本構想を策定するものです。

【計画期間】

平成26年度から平成37年度まで

【将来都市像】

未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野

【将来都市像を実現するための3つの目標】

将来都市像に基づいたまちづくりを実現するために、次の3つの目標を掲げます。

- 1 支え合い・活気あふれる「健康なまち」
- 2 安全・安心「快適なまち」
- 3 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

【目標を支える自立的都市経営の推進】

上記の目標を達成するための下支えとして、自立的都市経営の推進を図ることとし、その中でも次の3点を重点的に進めます。

- 1 公共施設の再生
- 2 財政健全化
- 3 協働型社会の構築

議案第58号 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策を検討するに当たり、行動計画の作成、見直し及び各項目に関するマニュアル等作成時における調査審議を目的とする審議会を設置するため、条例を制定するものです。

《習志野市新型インフルエンザ等対策審議会の概要》

職務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策に係る行動計画に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等対策に関し必要な事項に関すること。 ・ 感染症対策に関すること。
組織・委員	<ol style="list-style-type: none"> 1 審議会は、委員25人以内で組織します。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等及び感染症に関し専門知識を有する者 ・ 学識経験者 ・ 関係行政機関の職員 ・ 市の職員 ・ その他市長が必要と認める者
任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の任期は2年とし、再任できるものとします。 ・ 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
委員の報酬	日額7,300円とします。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第59号 習志野市建築審査会条例の制定について

特定行政庁は、建築基準法（以下「法」といいます。）第78条の規定により、法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うために、建築審査会を設置することとされています。

平成26年度から特定行政庁に移行することに伴い、法第83条の規定に基づき、建築審査会の組織及び議事その他建築審査会に関し必要な事項について定めるため、条例を制定するものです。

《習志野市建築審査会の概要》

組織・委員	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査会は、委員5人で組織します。 2 委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、市長が委嘱することとします。
会議の招集	<p>会議は、次の事項に該当するときに招集することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法の規定により同意を求められたとき。 ・ 法の規定により審査請求があったとき。 ・ 市長の諮問があったとき。 ・ 3人以上の委員から審査会に付議する事案を示して招集の請求があったとき。 ・ 上記以外に、会長が必要と認めたとき。
任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の任期は、2年とし、再任できるものとします。 ・ 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
関係者の出席等	審査会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ意見を聴き又は資料の提出を求めることができることとします。
委員の報酬	日額7,300円とします。

（施行期日）

平成26年4月1日から施行します。

議案第60号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第174条の規定により選任する専門委員の報酬について、上限を定めるものです。

職名	報酬額
地方自治法第174条の規定により選任する専門委員	日額 <u>32,300円</u> を超えない範囲で、国及び他の地方公共団体の非常勤特別職の職員の報酬等との均衡を考慮して規則で定める額

（施行期日）

公布の日から施行します。

議案第61号 習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、改正するものです。

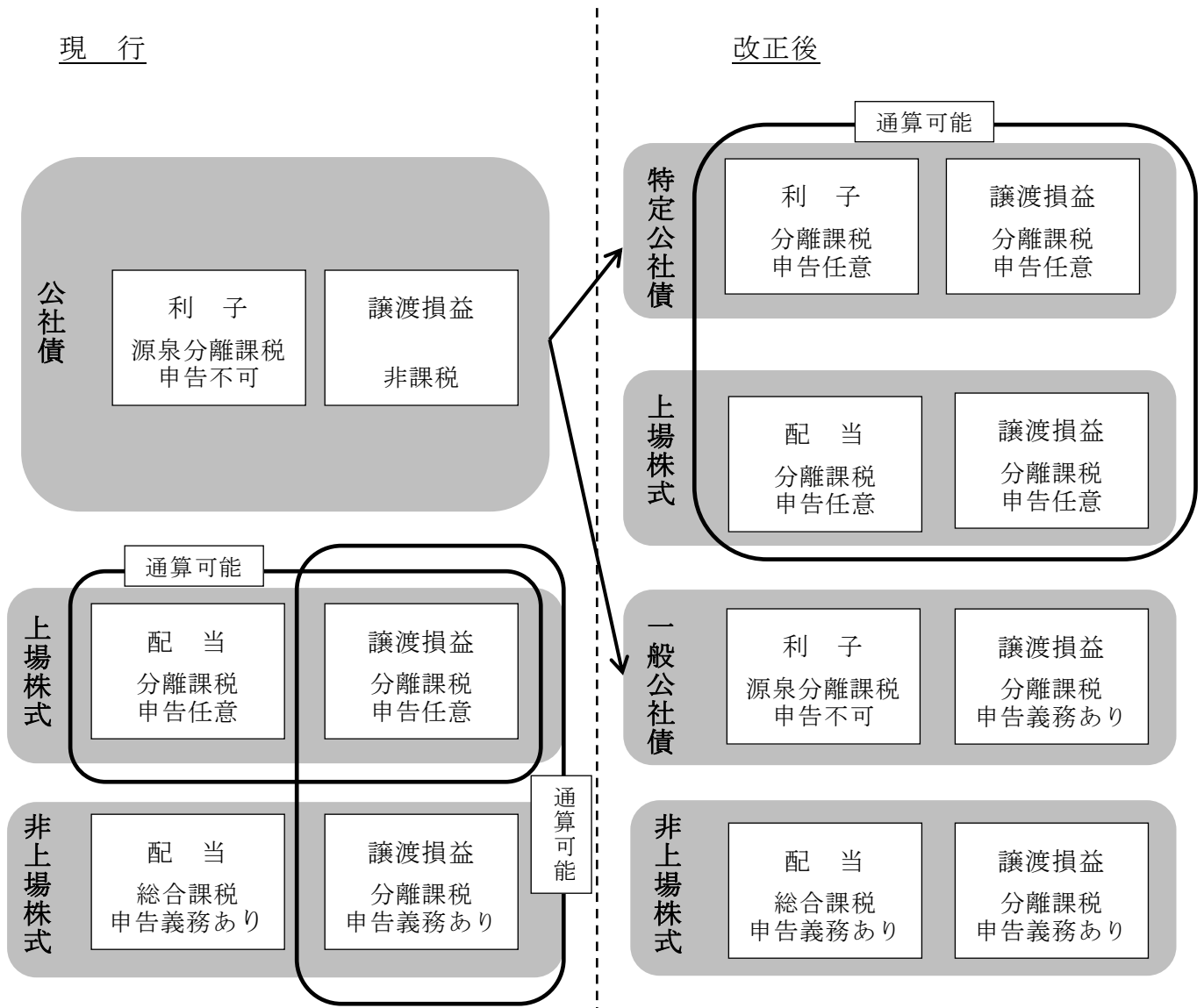
1 金融所得課税の一体化等の見直し

金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債、株式等に係る所得に対する課税の見直しを行います。

主な改正点は、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得を申告分離課税とし、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算と繰越控除を可能とします。

(施行期日)

平成29年1月1日



2 公的年金からの特別徴収制度の見直し

(1) 仮特別徴収税額の算定方法の見直し

年間の年金からの特別徴収税額の平準化を図るため、4月、6月、8月の公的年金の支払いをする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とします。

現行	改正案
仮徴収税額＝前年度の本徴収税額×1/3 (4・6・8月)	仮徴収税額＝前年度分の年税額×1/2×1/3 (4・6・8月)
本徴収税額＝(年税額－仮徴収税額)×1/3 (10・12・2月)	本徴収税額＝(年税額－仮徴収税額)×1/3 (10・12・2月)

(例)65歳以上のAさん 個人住民税額＝60,000円

年度	年税額	【現行】		【改正案】	
		仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)	仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除の増)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【現行】一度生じた不均衡が平準化しない

【改正案】年税額が2年連続で同額の場合は、平準化

(2) 他市町村へ転出した場合の公的年金からの特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収対象者が賦課期日後に他市町村へ転出した場合は、特別徴収を停止し、普通徴収へ切り替えることとなっているが、他市町村へ転出した場合においても、一定の要件の下、当該年度中の特別徴収を継続します。

(施行期日)

平成28年10月1日

議案第62号 習志野市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市内の消防力のバランスを考慮した消防施設の再編のため、消防署の位置、名称及び管轄区域を改正するものです。

管轄区域	管轄消防署	
	改正前	改正後
藤崎1丁目から7丁目まで、 大久保1丁目から4丁目まで、 泉町1丁目から3丁目まで、 本大久保1丁目、4丁目、5丁目、 屋敷1丁目から5丁目まで、 実籾1丁目から6丁目まで、 実籾本郷、新栄1丁目、2丁目及び 東習志野1丁目から8丁目まで	中央消防署	東消防署 (新設)
秋津1丁目から5丁目まで、 香澄1丁目から6丁目まで、 茜浜1丁目から3丁目まで及び 芝園1丁目から3丁目まで	南消防署 (廃止)	中央消防署

*現在の中央消防署実籾分遣所を東消防署とします。

また、南消防署は中央消防署秋津出張所とする予定です。

(施行期日)

平成26年4月1日から施行します。

議案第63号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅屋敷団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

2 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これらを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第64号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

本市の教育委員会の委員のうち、星野 龍（ほしの りゅう）氏が平成25年10月8日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市花咲
氏 名 星 野 龍
任 期 4年

議案第65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員であります土屋 寛敏（つちや ひろとし）氏が平成25年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市実籾
氏 名 土 屋 寛 敏
任 期 3年

議案第66号 工事請負契約の締結について（津田沼小学校全面改築工事（プール棟建築工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 津田沼小学校全面改築工事（プール棟建築工事） |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 200,130,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 習志野市実籾五丁目4番9号
杉山建設工業株式会社
代表取締役 杉山 芳夫 |
| 5 | 工事場所 | 習志野市津田沼四丁目5番2号 |
| 6 | 工事期間 | 契約締結の日から平成26年6月30日まで |
| 7 | 工事概要 | 建物構造 鉄筋コンクリート造
建物階数 地上2階
建築面積 842.56㎡
延床面積 933.26㎡ |

議案第67号 専決処分した事件の承認を求めることについて（和解について）

市営住宅の滞納家賃の支払等に関し、相手方から民事訴訟法第275条第1項の規定により千葉簡易裁判所に申し立てられた平成25年（イ）第7号和解事件（訴え提起前の和解）について和解するに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、滞納家賃の支払義務のあることを認める。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃を分割して支払う。
- (3) 相手方が前号の1回目の支払いをしたときは、市は、相手方に対し、市営住宅の使用許可の取消決定を撤回する。
- (4) 市営住宅の使用許可の取消決定を撤回されたときは、相手方は、市に対し、滞納家賃とは別に、毎月の家賃を支払う。
- (5) 相手方が第2号又は前号の支払いをいずれか1回でも怠ったときは、市営住宅の使用許可は、当然に取り消され、失効する。
- (6) 前号により、市営住宅の使用許可が取り消され、失効したとき又は第2号の1回目の支払いを怠ったときは、相手方は、市に対し、直ちに市営住宅から退去し、これを明け渡す。
- (7) 前号の場合には、相手方は、市営住宅の使用許可の取り消された日の翌日から市営住宅の明渡済まで、損害金を支払う。

2 事件の概要

相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、市は、市営住宅の使用許可を取り消したところ、相手方から民事訴訟法第275条第1項の規定による和解の申立てがあったため、和解したものである。

（専決処分日）

平成25年7月1日

（和解期日）

平成25年7月2日